

## 【事業主の皆様へ】

# 令和4年福島県沖地震に伴う標準報酬月額 の定時決定の取扱いに係る特例措置について

令和4年3月に発生した令和4年福島県沖を震源とする地震の復興業務等に従事したため、報酬が一時的に変動したことにより、同年4、5、6月の3か月間の報酬の月平均額と、年間の報酬の月平均額とが著しく乖離する場合に、標準報酬月額を保険者が特例的に算定(特例保険者算定)することができるようになりましたのでお知らせいたします。

詳細は[こちら](#)をご覧ください。

## 申請書類

下記、届出用紙でのご提出をお願いいたします。

- ・[被保険者報酬月額算定基礎届\(Excel\)](#)
- ・[年間報酬の平均で算定することの申立書\(Word\)](#)
- ・[被保険者報酬月額算定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等\(Excel\)](#)
- ・該当月分の賃金台帳(写)

お問い合わせ先  
東京都電気工事健康保険組合 適用課  
電話 03-3861-1854